



# 健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当132・133 福祉担当134・135 介護保険担当124 地域包括支援センター128

## 児童手当の概要・現況届の提出について

### 《児童手当の概要》

この制度は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。手当を受給するために、出生時や転入時には、必ず申請手続きをしてください。

#### ◆ 支給対象 ◆

長瀬町に住民登録があり、中学校3年生までの児童（15歳になった後の最初の3月31日まで）を養育している保護者が対象です（原則児童の両親のうち所得の高い方が申請者となります）。

※公務員は、所属官公庁へ申請、受給となります。

#### ◆ 手当月額 ◆

- ・ 0～3歳未満 15,000円
- ・ 3歳～小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・ 中学生 10,000円
- ・ 特例給付（所得制限額以上の世帯）一律5,000円

※特例給付の方は国の制度改正により、所得制限限度額が設けられます。詳しくは町ホームページをご覧ください。（限度額超過により手当が受けられなくなる方については、10月に通知を送付する予定です。）

支払時期・・・6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10月～1月分）

### 《児童手当の現況届》

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出していただいていたのですが、国の制度改正により現況届の提出が不要となりました。ただし、提出が必要になる方については個別に通知を送付します。

#### ◆ 手続き方法 ◆

提出が必要な方には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要書類を添付し提出してください。現況届の提出がない場合、6月分以降の手当の支払が差し止めとなりますので、必ず提出してください。

#### ◆ 提出期限

令和4年6月30日(休)

#### ◆ 現況届に必要な添付書類 ◆

- ・ 健康保険被保険者証の写し（※受給者が、厚生年金等の加入者である場合）
- ・ その他、必要に応じて提出する書類があります。（監護・生計同一申立書等）

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111（内線134）

## 更生相談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

### （手足・体の障害の相談）

・ 6月13日(月) 熊谷児童相談所  
予約制ですので、早めに健康福祉課へご連絡ください。

問合せ 健康福祉課 福祉担当  
☎66・3111  
内線134

## 簡単な手話を覚えましょう【第27回】

### 「コンビニエンスストア」の手話表現



右手の数詞「4」と左手の数詞「2」を並べ、



両手で垂直に円を描きます。



動画はこちらから

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会  
担当：健康福祉課 ☎66・3111